

福岡県公報

平成18年7月10日
第2556号

目 次

告 示 (第1310号—第1315号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定	(公園街路課) 1
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課) 1
○都市計画事業の認可	(公園街路課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 2
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 3

告 示

福岡県告示第1310号

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第5条第1項第1号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村を次のように指定したので、同条第30条の規定により告示し、平成19年1月1日から施行する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

屋外広告物表示等の際知事の許可を必要とする町村名

宇美町、篠栗町、志免町、久山町、粕屋町、芦屋町、東峰村、二丈町、大刀洗町、星野村、吉富町

福岡県告示第1311号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年7月10日から同年7月24日までの間縦覧に供する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
行橋市大字長井247	上 村 善太郎	長 井	長井漁業協同組合
行橋市大字長井205-3	宮 崎 久寿男		
行橋市大字長井207-2	宮 崎 清 隆		

福岡県告示第1312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画公園事業 2・2・727号浅生1号公園
- 3 事業実施期間
平成18年7月10日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市戸畠区新池一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1313号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市上岩田字宮園1290-1 及び1290-4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市上岩田1290-2

古藤 由理

古藤 高司

福岡県告示第1314号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免東3丁目202-2 及び202-3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町志免2丁目8-26

権丈 キミエ

福岡市城南区七隈3丁目8-24-105

中津留 結子

福岡県告示第1315号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田868-6、868-16、873-2 及び873-13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区若宮2-8-26

張晶

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年8月2日 午後7時から9時まで

(2) 場所

中間市役所 本館3階第2会議室（中間市中間1丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

(2) 閲覧

同案については、平成18年7月10日から7月24日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び中間市都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年7月24日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年7月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

中間都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年8月2日 午後7時から9時まで

(2) 場所

中間市役所 本館3階第2会議室（中間市中間1丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成18年7月10日から7月24日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び中間市都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年7月24日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。